

## 国民健康保険事業費納付金の算定方式について

### 1 納付金算定に必要な係数及び関係条例の制定

#### (1) 納付金の算定の根拠

納付金は、政令（※）において算定方式が規定されており、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算して市町村が県に納めることとされている。

（※）国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号、平成29年10月12日改正公布）

#### (2) 必要な係数

##### イ 医療費指数反映係数 $\alpha$ （医療分のみ使用）

（イ）納付金の算定にあたり、各市町村の医療費水準の差をどの程度、納付金の割当に反映させるかを設定するための係数である。

（ロ） $\alpha$ の値が高ければ、医療費水準が高い市町村の納付金の割当が増加することになり、最大値は1となる。

##### ロ 所得係数 $\beta$ （医療分、後期高齢者支援金分、介護分ごとに値は異なる）

（イ）納付金の算定にあたり、所得に応じて市町村に割り当てる割合と被保険者数や世帯数に応じて市町村に割り当てる割合を設定するための係数である。

（ロ）県の一人当たり所得が全国平均の一人当たり所得と等しい場合は、 $\beta = 1$ となる。

#### (3) 政令の規定（医療分）

項 目	内 容	根拠条文
医療費指数 反映係数 $\alpha$	0以上1以下の範囲内において知事が定める数	政令第9 条第3項
所得係数 $\beta$	「県平均の一人当たり所得÷全国平均の一人当たり所得」により国が算出する値を基準として、知事が定める数	政令第9 条第5項

#### (3) 関係条例の制定

政令において、知事が定める事項を各県の条例に委ねており、本県では、平成29年11月議会への提案に向け、保険給付費等交付金条例や事業費納付金条例の準備を進めている。

### 2 本県の定める係数

#### (1) 医療費指数反映係数 $\alpha$

イ 本県では、将来的な保険料（税）水準の統一を見据え、保険料（税）の平準化を進めるため、 $\alpha = 0.5$ とすることとしている。

ロ  $\alpha = 0.5$ とは、医療費水準の差を納付金の割当に50%反映することを意味する。

#### (2) 所得係数 $\beta$

本県では、国のガイドラインに基づき、 $\beta =$ 国が示す所得係数としている。

### 3 運営方針案の算定方式による試算（別紙のとおり）

#### (1) 試算結果

この試算の結果では、一人当たり保険料（税）が増加する自治体が15（最大29.3%増）、減少する自治体が20（最大24.9%減）となる。

#### (2) 試算に係る主な前提条件等について

イ 原則として、宮城県国民健康保険運営方針（案）に基づき算定を行っている。

（ $\alpha = 0.5$ 、 $\beta =$ 平成28年度の国が示す本県の所得係数、0.966を使用）

ロ 国の公費拡充に伴う交付金を活用し、国から示された要件や市町村との協議を踏まえ、一定の激変緩和措置を講じている。

ハ 平成29年度の試算であり、平成30年度の実際の算定額を表すものではない。

#### (3) 一人当たり保険料（税）が大幅に上昇する市町村への対応

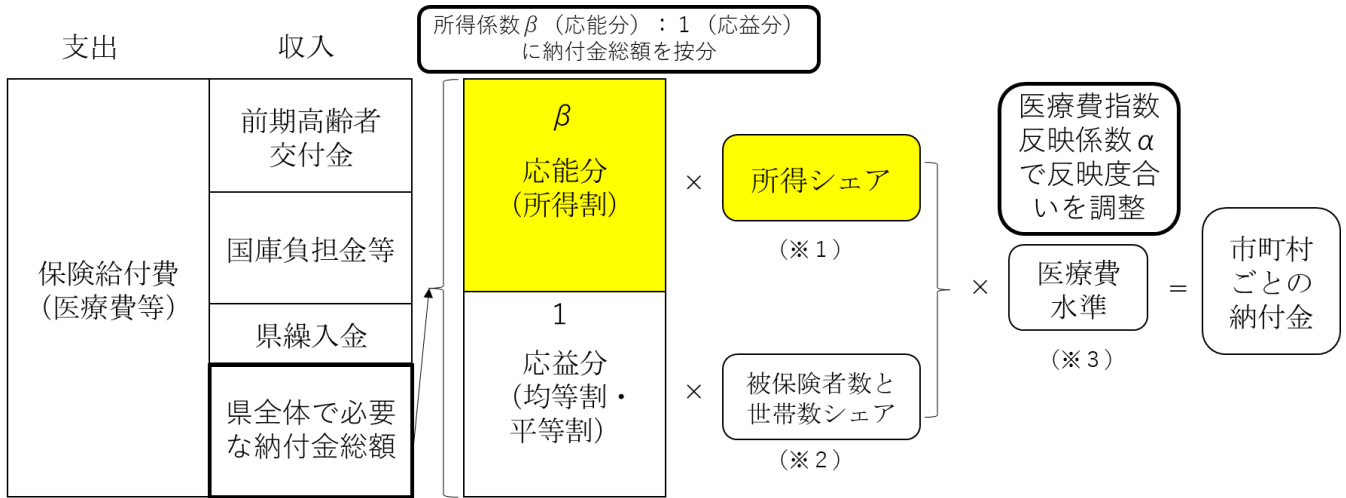
現在、実施している仮算定を通じて市町村と検討して行くこととしている。

【参考】

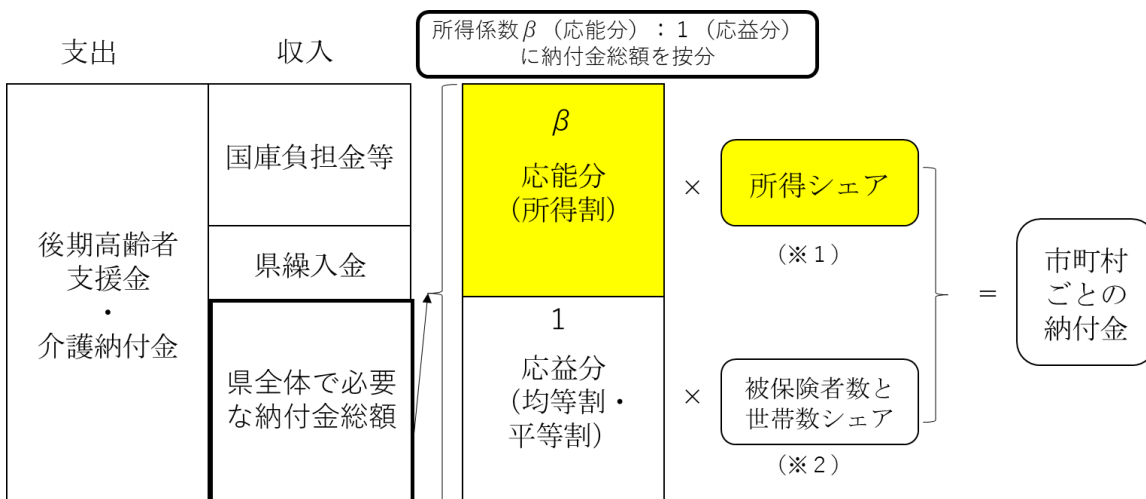
1 納付金算定イメージ

納付金は、以下の「医療分」、 「後期高齢者支援金分」及び「介護納付金分」を合算して市町村が県に納付する。

(1) 医療分



(2) 後期高齢者支援金分と介護納付金分



※1 = 各市町村の所得総額 / 県内の所得総額

※2 = (各市町村の被保険者総数 / 県内の被保険者総数) × 0.7  
 + (各町村の世帯数 / 県内の世帯総数) × 0.3

※3 = 1 + 0.5 × (年齢調整後の医療費指数 - 1)

2 別紙試算に係る一人当たり保険料(税)算出過程イメージ

